

公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団定款

平成23年7月1日
神奈川県指令第11号

改正 平成26年3月20日 平成28年3月17日

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 目的及び事業（第3条～第7条）

第3章 資産及び会計（第8条～第14条）

第4章 評議員及び評議員会

　　第1節 評議員（第15条～第19条）

　　第2節 評議員会（第20条～第29条）

第5章 役員及び理事会

　　第1節 役員（第30条～第38条）

　　第2節 理事会（第39条～第48条）

第6章 定款の変更、合併、解散等（第49条～第53条）

第7章 事務局（第54条・第55条）

第8章 情報公開及び個人情報の保護（第56条～第58条）

第9章 補則（第59条）

附則

追加（平成26年3月20日）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団という。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県大和市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も、同様とする。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、社会貢献を主たる目的とするスポーツ、文化芸術、自然環境の保全及び活用並びに緑化に関する様々な公益事業を実践することにより、豊かで個性ある市民文化の増進に寄与することを目的とする。

一部改正（平成26年3月20日）

（公益目的事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツを通じた心身の健全な育成を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 文化芸術を振興するための情報発信及び活動機会の提供並びに協働事業の開催
- (3) 自然環境の保全及び活用並びに緑化推進活動の普及啓発及び団体支援
- (4) 地域交流又は社会貢献を主たる目的とするスポーツ、文化芸術及び緑化推進に関する活動拠点の管理運営及び整備
- (5) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、神奈川県において行うものとする。

一部改正（平成26年3月20日）

（その他の事業）

第5条 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 売店等の経営
- (2) 駐車場等の経営
- (3) その他前2号に定める事業に関する事業

一部改正（平成26年3月20日）

（事業年度）

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

一部改正（平成26年3月20日）

（規律）

第7条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規程の理念及び規範にのっとり、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成並びに社会信用の維持及び向上に努めるものとする。

一部改正（平成26年3月20日）

第3章 資産及び会計

（財産の種別）

第8条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附採納事務取扱規程による。

一部改正（平成26年3月20日）

（基本財産の維持及び処分）

第9条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

（財産の管理及び運用）

第10条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資産管理運用規程によるものとする。

一部改正（平成26年3月20日）

（事業計画及び収支予算）

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、臨時評議員会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

一部改正（平成26年3月20日）

（事業報告及び決算）

第12条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告、事業報告の附属明細書、貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書及び財産目録（以下「事業報告書及び財務諸表等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。

2 前項の事業報告書及び財務諸表等については、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

一部改正（平成26年3月20日）

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第13条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、総理事の3分の2以上の決議を経たうえで、評議員の承認を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行うときも、前項と同じ決議を経なければならない。

（会計原則等）

第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第15条 この法人に、評議員6人以上10人以内を置く。

2 評議員のうち、1人を評議員会会長とする。

一部改正（平成26年3月20日）

(選任等)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ その評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受ける

ものをいう。) 又は認可法(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

- 3 評議員会会長は、評議員会において選任する。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

一部改正(平成26年3月20日)

(権限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第20条第2項に規定する決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限行使する。

(任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
- 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第15条第1項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

一部改正(平成26年3月20日・平成28年3月17日)

(報酬等)

第19条 評議員には、その職務の執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額500,000円を超えないものとする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員報酬規程(以下「役員等報酬規程」という。)によるものとする。

一部改正(平成26年3月20日)

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第20条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 第30条第1項に定める役員の選任及び解任
 - (2) 役員等報酬規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業計画書及び収支予算書等の承認
 - (5) 各事業年度の事業報告書及び財務諸表等の承認
 - (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受けの承認
 - (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

一部改正（平成26年3月20日）

（種類及び開催）

- 第21条** 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、毎年1回、毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合には、いつでも開催することができる。

一部改正（平成26年3月20日）

（招集）

- 第22条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

（招集の通知）

- 第23条** 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

一部改正（平成26年3月20日）

（議長）

- 第24条** 評議員会の議長は、評議員会会长がこれに当たる。
- （決議）

- 第25条** 評議員会の議事は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

（決議の省略）

- 第26条** 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

- 第27条** 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合におい

て、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員会の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人がこれに記名押印しなければならない。

一部改正（平成26年3月20日）

(評議員会運営規程)

第29条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上10人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち、2人を代表理事とし、1人を一般社団・財団法人法第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

一部改正（平成26年3月20日）

(選任等)

第31条 理事及び監事は、評議員会の決議によって各々選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選任する。

3 理事会は、その決議によって、第2項で選任された代表理事より理事長1人、副理事長1人及び業務執行理事より常務理事1人を選任することができる。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

一部改正（平成26年3月20日）

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。この場合において、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。この場合において、理事長及び副理事長に事故あるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 6 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

一部改正（平成26年3月20日）

（監事の職務及び権限）

第33条 監事の職務及び権限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る事業報告書及び財務諸表等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

一部改正（平成26年3月20日）

（役員の任期）

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了するときまでとする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、第30条第1項で定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

一部改正（平成26年3月20日・平成28年3月17日）

（役員の解任）

第35条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

一部改正（平成26年3月20日）

（報酬等）

第36条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等報酬規程によるものとする。

（取引の制限）

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、第48条に定める理事会運営規程によるものとする。

（責任の免除又は限定）

第38条 この法人は、役員の一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第2節 理事会

（設置）

第39条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時、場所及び目的である事項等の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解任

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第38条の責任の免除

(種類及び開催)

第41条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、毎事業年度毎に5月及び3月の年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第33条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

一部改正（平成26年3月20日）

(招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

一部改正（平成26年3月20日）

（議長）

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決議）

第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

（決議の省略）

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録より同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

（報告の省略）

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第32条第6項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

（理事会運営規程）

第48条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第6章 定款の変更、合併、解散等

（定款の変更）

第49条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条に規定する公益目的事業、第16条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第52条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については、変更することができない。

- 2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の決議を経て、第3条に規定する目的、第4条に規定する公益目的事業及び第16条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一部改正（平成26年3月20日）

（合併等）

第50条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第51条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由その他法令で定めた事由により解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第52条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1か月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

一部改正（平成26年3月20日）

（残余財産の処分）

第53条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第7章 事務局

（設置等）

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第55条 事務所には、常に次に掲げる帳簿、書類等を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書等
- (8) 事業報告書及び財務諸表等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿、書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、次条第2項に定める規程によるものとする。

一部改正（平成26年3月20日）

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

一部改正（平成26年3月20日）

(個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

一部改正（平成26年3月20日）

(公告)

第58条 この法人の公告は、電子公告によるものとする。

第9章 補則

(その他)

第59条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

一部改正（平成26年3月20日）

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成23年7月1日登記)

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記又は公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の場合は解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の場合は設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 村瀬富彦 長谷部美由紀 加藤靜雄 大原茂 春日恵美子 酒井克彦

監事 小林貢 小山洋市

4 この法人の最初の代表理事は村瀬富彦及び長谷部美由紀、業務執行理事は加藤靜雄とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員 片山泉 山口和男 長野正一 鈴木通大 山後恭一 江畠洋子 小泉典子

附 則

この定款は、評議員会の議決の日から施行する。 (平成26年3月20日議決)

附 則

この定款は、評議員会の議決の日から施行する。 (平成28年3月17日議決)